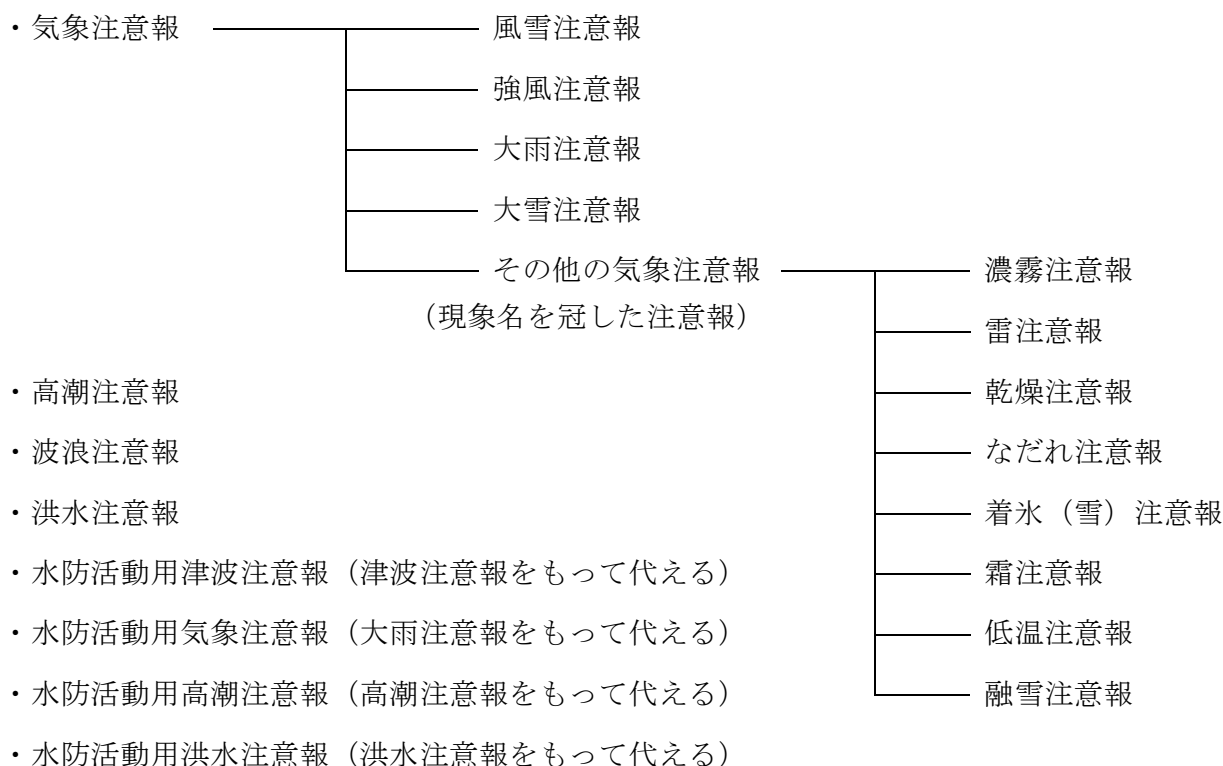


I 予警報の種類

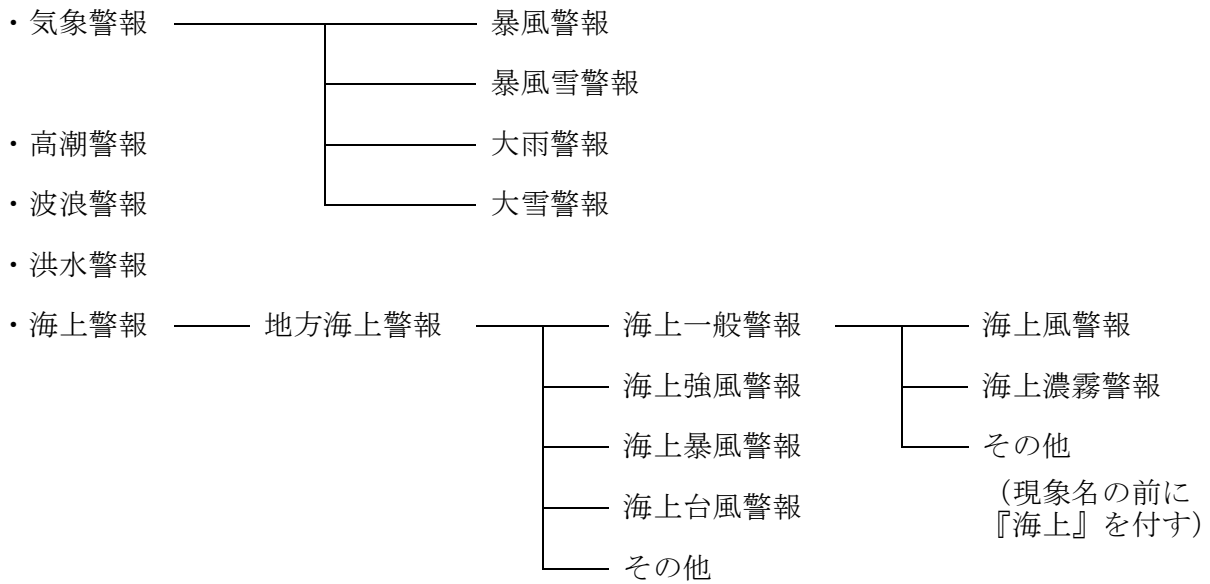
■ 定義

予報	観測の成果に基づく現象の予想の発表。
情報報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
注意報	気象現象により災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
警報	重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表し、その発表基準は、地域の災害対策を担う都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて定める。

■ 注意報の種類

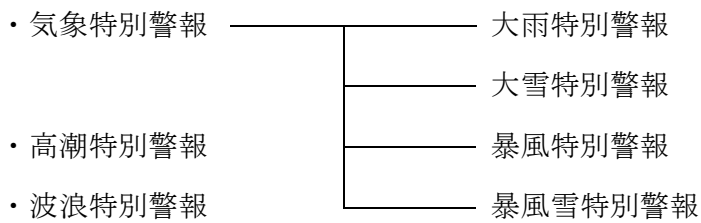


■警報の種類



- ・水防活動用津波警報（津波警報または大津波警報をもって代える）
- ・水防活動用気象警報（大雨警報または大雨特別警報をもって代える）
- ・水防活動用高潮警報（高潮警報または高潮特別警報をもって代える）
- ・水防活動用洪水警報（洪水警報をもって代える）

■特別警報の種類



■情報の種類

気象情報	気象等の予報に係る台風やその他の異常気象等について、注意報・警報に先立って知らせたり、注意報・警報事項及び異常気象の発生後の状況について解説するなど、防災の効果をあげるため注意報・警報と組み合わせて発表するものであり、対象とする現象により、台風・低気圧・大雨・大雪・乾燥・高（低）温・長雨・日照不足・なだれ等の情報がある。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（湯川村を除く）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
記録的短時間大雨情報	キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ1時間100mm以上の降水が観測又は解析された場合に発表する。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。
顕著な大雨に関する情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。
スモッグ気象情報	大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に都道府県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報。 ※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

■その他の通報

火災気象通報	消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達され、市町村長が発令する火災警報の基礎となる。 通報基準は、乾燥注意報及び強風注意報の発表基準と同一である。
鉄道気象通報、大気汚染気象通報、電力気象通報及び漁業無線気象通報	

II 発表基準

■ 気象注意報

種 類	発 表 基 準
強 風	平均風速が 12m/s 以上で、強風による被害が予想される場合
風 雪	平均風速が 12m/s 以上で、雪を伴い被害が予想される場合
大 雨	大雨によって被害が予想される場合 次の基準に到達することが予想される場合： 表面雨量指数基準 10， 土壌雨量指数基準 104
洪 水	洪水によって被害が予想される場合 次の基準に到達することが予想される場合： 流域雨量指数基準 木戸川流域=26.8， 井出川流域=12.4
大 雪	大雪によって被害が予想される場合 12 時間降雪の深さ 平地 10cm 以上， 山沿い 20cm 以上
濃 霧	濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合 視程が陸上で 100m 以下， 海上で 500m 以下
雷	落雷等により被害が予想される場合
乾 燥	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合 ・実効湿度 60%以下， 最小湿度 40%以下， 風速 8m/s 以上 ・実効湿度 60%以下， 最小湿度 30%以下
なだれ	なだれが発生し被害があると予想される場合 ・山沿いで 24 時間降雪の深さが 40cm 以上 ・積雪が 50cm 以上で日平均気温 3℃以上の日が継続
着氷・着雪	着氷や着雪が著しく、送信線や送電線等に被害が予想される場合 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合
霜	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合 早霜、晩霜期に最低気温おおむね 2℃以下（農作物の成育状況を考慮して実施する）
低 温	低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合 低温のため水道管の凍結や破裂により著しい被害があると予想される場合 夏季： 最高、最低または平均気温が平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続く 冬季： 最低気温-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続く
高 潮	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等により被害が予想される場合 次の基準に到達することが予想される場合： 小名浜の潮位が東京湾平均海面 (TP) 上 0.9m
波 浪	風浪、うねり等により被害があると予想される場合 有義波高が 3.0m 以上 (有義波高:ある地点を連続して通過する波のうち、高いほうから順に 1/3 の個数までの波について平均した波高)
融 雪	融雪により被害が予想される場合

■ 気象警報

種類	発表基準
暴風	平均風速が 18m/s を超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風雪	平均風速が 18m/s を超え、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 次の基準に到達することが予想される場合： (浸水害) 表面雨量指数基準 14 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 164
洪水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 次の基準に到達することが予想される場合： 流域雨量指数基準 木戸川流域=33.6, 井出川流域=15.6
大雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 12 時間降雪の深さ 平地 25cm 以上, 山沿い 30cm 以上 (※山沿い：標高が概ね 300m 以上)
波浪	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高 6.0m 以上
高潮	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 次の基準に到達することが予想される場合： 小名浜の潮位が東京湾平均海面(TP)上 1.4m 以上

なお、警報・注意報には、時間帯ごとに色分けした危険度を示す表が追加された。

a 気象庁の警報・注意報 (注意警戒事項)

2019年10月12日22時00分 福島地方気象台 発表

注意警戒事項: 【特別警報(大雨)】中通り、浜通り、会津中部、会津南部に特別警報を発表しています。土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水に最大級の警戒をしてください。

お知らせ: 東日本大震災の影響を考慮し、一部の地域においては大雨・洪水・高潮の警報・注意報について通報基準より引き下げた判定基準で運用しています。

b いわき市の警報・注意報 (発表状況)

2019年10月12日23時27分発表

いわき市 警報・注意報・警報の切り替え

警報・注意報(種別): 大雨特別警報(土砂災害・浸水害) 高潮警報 波浪警報 浸水警報 雷注意報 雷注意報

土砂災害警戒情報: 土砂災害警戒情報 - クリックで詳細表示

大雨特別警報: 大雨特別警報に切り替える可能性が高い
特別警報(大雨以外)・高潮警報・土砂災害警戒情報: 特別警報(大雨以外)・高潮警報に切り替える可能性が高い
警報(高潮以外)・高潮注意報(雷): 警報(高潮以外)に切り替える可能性が高い
注意報(高潮以外)・高潮注意報(雷): *1 高潮警報に切り替える可能性が高い
解除: *2 上記以外の高潮注意報

c いわき市の警報・注意報 (今後の推移)

2019年10月12日23時27分発表

いわき市	12日				13日				備考・関連する現象	
	21-24	00-03	05-06	06-09	09-12	12-15	15-18	18-21		21-24
大雨(浸水)	80	80	10							浸水警戒
大雨(土砂災害)										土砂災害警戒
洪水										冠水
暴風	陸上	23	25	18	15	12				
	海上	35	35	25	18	15	13	12		
波浪	11	11	8	7	6	5	5	4	4	以後も注意警戒 うねり
高潮		0.7	1.1	1.1	0.7					ピークは2時頃
雷										竜巻、ひょう

備考・関連する現象欄には、表で示した時間帯以降に警報級や注意報級の現象が続く予想や、竜巻やうねりなど警報・注意報に関連する現象について表示します。灰色で表示した時間帯は、予測の確度が十分ではなく、危険度や予測値を表示していません。この時間帯の危険度や予測値は、今後発表する警報・注意報で更新していきます。

a 市町村が属する府県予報区内で、警報級や注意報級の現象が予想されている事項の概要を表示します。

b 発表中の「特別警報」「警報」「注意報」の種別を、発表状況(発表、継続、特別警報から警報、特別警報から注意報、警報から注意報、解除)毎にまとめて表示します。特別警報や警報に切り替える可能性が高い警報・注意報については、種別の末尾に「!」を付けて表示します。また、大雨特別警報や大雨警報は、大雨特別警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)のように、特に警戒すべき事項を括弧書きで付しています。

c 発表中の警報・注意報について、現象毎に、3時間毎の現象の推移を表します。備考・関連する現象欄には、表で示した時間帯以降に警報級や注意報級の現象が続く予想や、竜巻やうねりなど警報・注意報に関連する現象について表示します。灰色で表示した時間帯は、予測の確度が十分ではなく、危険度や予測値を表示していません。この時間帯の危険度や予測値は、今後発表する警報・注意報で更新していきます。

警報	警報は、重大な災害が発生するような警報級の現象が概ね3～6時間先に予想されるときに発表。
警報に切り替える可能性が高い注意報	警報級の現象が概ね6時間以上先に予想されているときには、警報の発表に先立って、警報に切り替える可能性が高い注意報を発表。

■早期注意情報（警報級の可能性）の発表

警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「警報級の可能性」として[高]、[中]の2段階の確度を付して発表。

数日先の「警報級の可能性」	<ul style="list-style-type: none"> ・台風、低気圧、前線などの大規模な現象に伴う大雨等が主な対象となる。 ・[高]や[中]が発表されたときは、心構えを早めに高めて、これから発表される「台風情報」や「予告的な府県気象情報」の内容に十分留意する。
翌日までの「警報級の可能性」	<ul style="list-style-type: none"> ・積乱雲や線状降水帯などの小規模な現象に伴う大雨等から、台風、低気圧、前線などの大規模な現象に伴う大雨等までが対象となる。 ・[中]が発表されたときは、可能性は高くないが、命に危険が及ぶような警報級の現象となることがあるため、直ちに避難等の対応をとる必要はないが、天気が急変して突然警報が発表されても、あわてずに対応できるよう注意を払っておく。 ・[高]が発表されたときは、危険度が高まりつつあり、「警報に切り替える可能性が高い注意報」や「予告的な府県気象情報」がすでに発表されているか、まもなく発表されることを表している。命に危険が及ぶような警報級の現象が予想される時間帯を気象庁が発表する情報等で確認し、必要な対応を始めて災害に備える。

5日先までの早期注意情報（警報級の可能性）

〇〇県南部の早期注意情報（警報級の可能性）

南部では、4日までの期間内に、暴風、波浪警報を発表する可能性が高い。また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。

		翌日まで ・天気予報と合わせて発表 ・時間帯を区切って表示				2日先～5日先まで ・週間天気予報と合わせて発表 ・日単位で表示			
〇〇県南部	3日	4日				5日	6日	7日	8日
警報級の可能性	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24				
大雨	[中]			-		-	-	[中]	-
暴風	-			[高]		-	[中]	[高]	-
波浪	-			[高]		-	[中]	[高]	-

[高]: 警報を発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を本ページ上段の気象警報・注意報で確認してください。
 [中]: [高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性が[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。
 ※警戒レベルとの関係
 早期注意情報(警報級の可能性)・・・【警戒レベル1】
 *大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合。

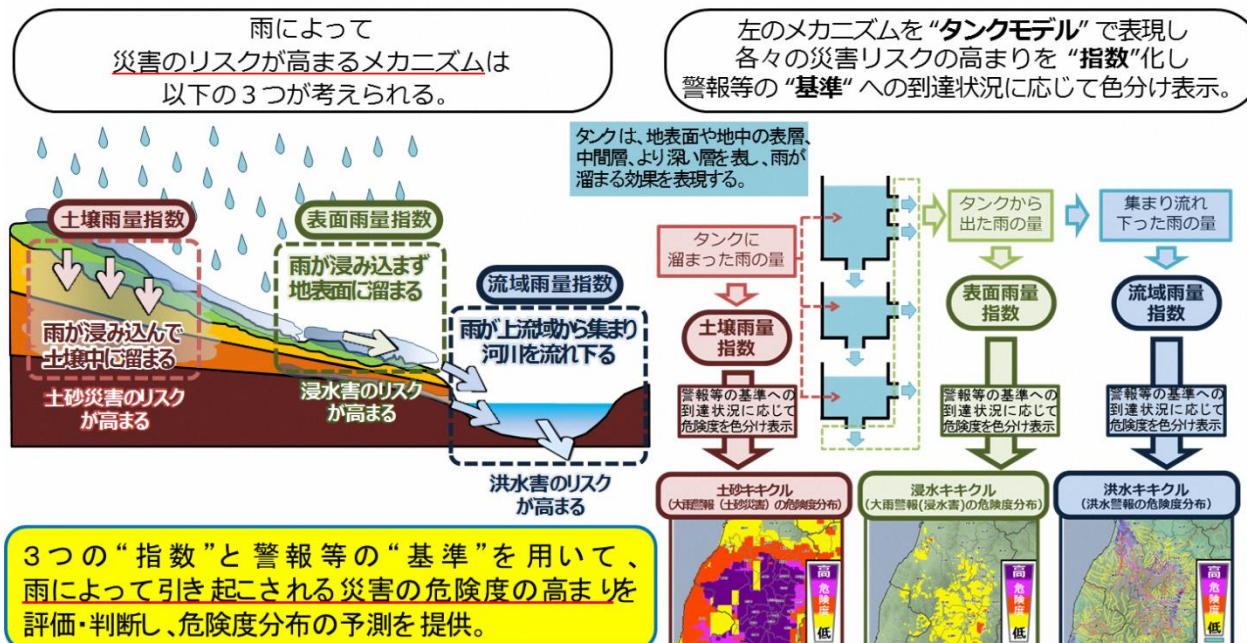
翌日まで
前日の夕方の段階で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までの間に警報級の大雨となる可能性もあることが分かる！

2日先～5日先まで
数日先の荒天について可能性を把握することができる！

■キキクル（警報の危険度分布）

特別警報・警報・注意報は、特別警報、警報、注意報級の現象が予想される時間帯をそれぞれ紫、赤、黄色で表示するなど、危険度とその切迫度が一目で分かる色分け表示を実施。

雨によって引き起こされる災害発生の危険度の高まりを評価する技術 土壌雨量指数・表面雨量指数・流域雨量指数と危険度分布



■流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。

6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて 常時10分ごとに更新される。

■気象特別警報

種類	発表基準
暴風	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
波浪	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
高潮	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。

■ 気象情報

気象情報発表の目的	内容
○警報や注意報に先立つ注意の喚起 ○社会的に影響の大きな天候についての解説など	<ul style="list-style-type: none"> 注意報や警報に先立って注意を喚起するためのもの 社会的に影響の大きい、少雨、長雨、低温、日照不足、梅雨など、比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの
○現象の経過、予想、防災上の留意点等の解説 ○警戒レベル相当情報の補足	<ul style="list-style-type: none"> 注意報や警報を発表した後の気象経過や予想、防災上の注意・警戒事項を解説するもの 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説するもの。）

気象情報の名称	対象区域と発表官署	発表する条件と発表形式
東北地方気象情報	東北地方を対象に仙台管区気象台が発表	2つ以上の府県予報区にまたがる県で、警報級の現象が予想される場合、または、1つの府県予報区であっても顕著な災害が発生するなど発表の必要があると判断される現象の場合に発表する。発表形式は文章形式で、24時間先程度から2～3日先(予告的情報)までとし、1日2回程度発表する。
福島県気象情報	福島県を対象に福島地方気象台が発表	24時間先から2～3日先位までを対象とする「予告的」な東北気象情報が発表され、その内容が福島県を対象とし、注意を喚起する必要がある場合に発表する。また、東北地方気象情報が発表されないときでも、福島地方気象台独自で発表する必要があると判断される場合に発表する。発表形式は文章形式で、1日2回程度発表する。注意報・警報発表中の「補完的情報」は、「図形式」または「文章形式」で発表する。
土砂災害警戒情報	市町村を対象に福島県(河川港湾総室)と福島地方気象台から共同で発表	大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、1kmメッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線に到達した場合に発表する。
記録的短時間大雨情報	市町村を対象に気象庁が発表	大雨警報発表中の市町村において、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した場合に発表する。
顕著な大雨に関する情報	福島県を対象に福島地方気象台が発表	解析雨量において、前3時間積算降水量が100mm以上かつ分布域が線状で面積が500km ² 以上の領域があり、領域内で前3時間積算降水量最大値が150mm以上かつ、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過(かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上)又は洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)において警報基準を大きく超過した基準を実況で超過した場合に発表する。全般気象情報、地方気象情報、府県気象情報を同時に発表する。

■ 予報、注意報・警報の地域細分

一次細分	二次細分	含まれる市町村
中通り	中通り北部	福島市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町
	中通り中部	二本松市、郡山市（湖南町を除く）、須賀川市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、三春町、小野町、天栄村（会津南部の区域を除く）
	中通り南部	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
浜通り	浜通り北部	相馬市、南相馬市、新地町、飯館村
	浜通り中部	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
	浜通り南部	いわき市
会津	会津北部	喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町
	会津中部	会津若松市、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、郡山市湖南
	会津南部	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、天栄村湯本

資料 5-2 防災行政無線

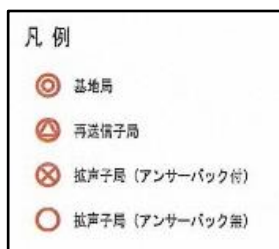
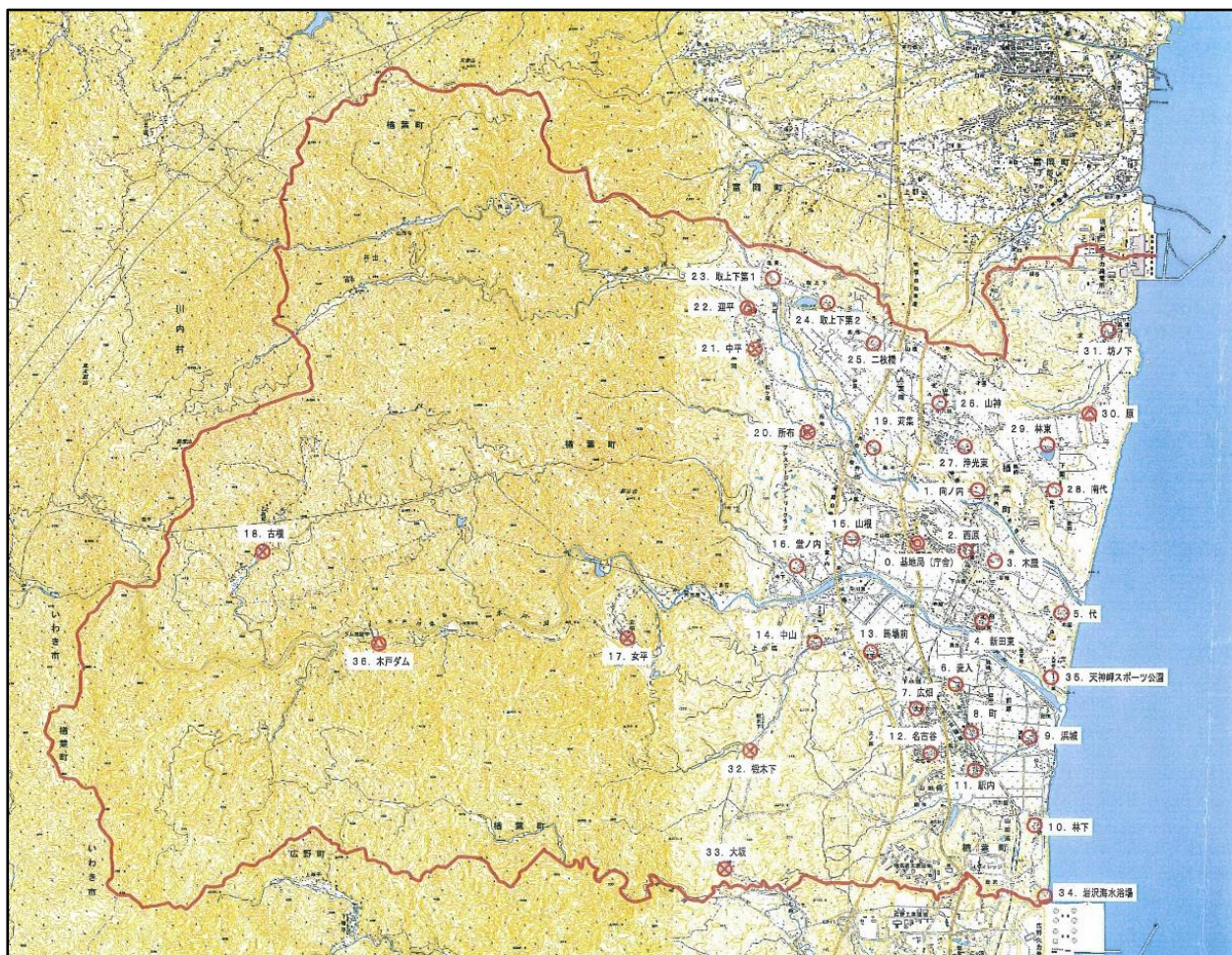
■屋外拡声子局一覧

(令和4年4月1日現在)

No.	局番	局名	行政区	所在地	拡声子局 (アンサーバック無)	拡声子局 (アンサーバック有)	再送信子局 (拡声子局併設)
1	0	基地局	—	北田字鐘突堂 5-6	○		
2	1	向ノ内	上井出	井出字向ノ内 41-2	○		
3	2	西原	上井出	井出字西原 54-1	○		
4	3	木屋	上井出	井出字木屋 17-1	○		
5	4	新田東	北 田	北田字新田東 54-1	○		
6	5	代	下井出	井出字代 28-1	○		
7	6	麦入	下小埜	下小埜字麦入 31	○		
8	7	広畑	下小埜	下小埜字広畑 62-9	○		
9	8	町	下小埜	下小埜字町 116-1	○		
10	9	浜城	前 原	前原字浜城 27	○		
11	10	林下	山田浜	山田浜字林下 23	○		
12	11	駅内	山田岡	山田岡字駅内 66-1	○		
13	12	名古屋	山田岡	山田岡字名古屋 19-1	○		
14	13	馬場前	上小埜	上小埜字馬場前 30	○		
15	14	中山	上小埜	上小埜字中山 8-1	○		
16	15	山根	大 谷	大谷字山根 25	○		
17	16	堂ノ内	大 谷	大谷字堂ノ内 10-1	○		
18	17	女平	女 平	上小埜字女平 218-1		●	
19	18	古根	乙次郎	大谷字乙次郎 133		●	
20	19	苅集	上繁岡	上繁岡字苅集 9-2	○		
21	20	所布	旭ヶ丘	井出字所布 77-9		●	
22	21	中平	松 館	上繁岡字中平 63-1		●	
23	22	迎平	松 館	上繁岡字迎平 83-1			◎
24	23	取上下第1	上繁岡	上繁岡字取上下 3-4	○		
25	24	取上下第2	上繁岡	上繁岡字取上下 170-2	○		
26	25	二枚橋	上繁岡	上繁岡字二枚橋 25-1	○		
27	26	山神	繁 岡	上繁岡字山神 97-36	○		
28	27	浄光東	営 団	井出字浄光東 21-1	○		
29	28	南代	下繁岡	下繁岡字南代 50-2	○		
30	29	林東	下繁岡	下繁岡字林東 18-1	○		

No.	局番	局名	行政区	所在地	拡声子局 (アンサーバック無)	拡声子局 (アンサーバック有)	再送信子局 (拡声子局併設)
31	30	原	営 団	波倉字原 162-5			◎
32	31	坊ノ下	波 倉	波倉字坊ノ下 5	○		
33	32	榎木下	榎木下	下小埜字日暮 1-3		●	
34	33	大坂	大 坂	山田岡字大坂 98		●	
35	34	岩沢海水浴場	山田浜	山田浜字シウ神山	○		
36	35	天神岬 スポーツ公園	北 田	北田字天神 1	○		
37	36	木戸ダム	乙次郎	上小埜字シベソフ 1			◎
		計			28	6	3

図 屋外拡声子局位置図



■ MCA 移動系無線局

(令和4年3月31日現在)

(各課及び車両)

No.	配置課	局番号	局番	種別	備考	車番	GPS
1	くらし安全対策課	本部 100	100	指令局A			
2	くらし安全対策課	本部 200	200	可搬型			有
3	くらし安全対策課	携帯 301	301	携帯局			
4	くらし安全対策課	携帯 302	302	携帯局			
5	くらし安全対策課	携帯 315	315	携帯局			
6	くらし安全対策課	車載 101	101	車載局	フリード スパイク	いわき 800 さ 6371	有
7	くらし安全対策課	車載 104	104	車載局	プリウスα	いわき 300 ぬ 5730	有
8※	くらし安全対策課	県原安課	檜葉町 1	携帯局			
9※	くらし安全対策課	県原安課	檜葉町 2	携帯局	フォレスター	いわき 300 ね 2960	
10	総務課	携帯 303	303	携帯局			
11	政策企画課	車載 103	103	車載局	ダイハツ ハイゼット	いわき 480 き 3807	有
12	政策企画課	携帯 306	306	携帯局			
13	政策企画課	携帯 317	317	携帯局			
14	建設課	基地 900	900	指令局B			
15	建設課	携帯 313	313	携帯局			
16	建設課	携帯 314	314	携帯局			
17	建設課	車載 109	109	車載局	サント テ	いわき 500 て 4525	有
18	建設課	車載 111	111	車載局	日産 エクストレイル	いわき 800 さ 8385	
19	建設課	車載 112	112	車載局	トヨタランクル プラト	いわき 800 さ 8333	有
20	建設課	車載 113	113	車載局	いすゞ エルフ	いわき 800 さ 9182	有
21	建設課	車載 102	102	車載局			有
22	産業振興課	携帯 305	305	携帯局			
23	産業振興課	携帯 310	310	携帯局			
24	産業振興課	携帯 311	311	携帯局			
25	産業振興課	車載 105	105	車載局	ハイゼット クルーズ	いわき 480 う 3681	有
26	産業振興課	車載 110	110	車載局	ハイゼット クルーズ	いわき 480 う 3679	有
27	新産業創造室	車載 108	108	車載局	カルティケ	いわき 500 ほ 5588	有
28	税務課	携帯 316	316	携帯局			
29	住民福祉課	携帯 307	307	携帯局			

No.	配置課	局番号	局番	種別	備考	車番	GPS
30	住民福祉課	携帯 308	308	携帯局			
31	議会事務局	携帯 304	304	携帯局			
32	教育総務課	携帯 309	309	携帯局			
33	教育総務課	携帯 312	312	携帯局			
34	こども園	携帯 322	322	携帯局			

※=県原子力安全対策課からの貸与品のため町局との通信不可

(消防団)

No.	配置部等	局番号	局番	種別	備考	車番	GPS
1	消防団本部	本部 991	991	携帯局	団長		
2	消防団本部	本部 992	992	携帯局	副団長		
3	消防団本部	本部 993	993	携帯局	教養部長		
4	消防団本部	本部 994	994	携帯局			
5	消防団本部	本部 995	995	携帯局	教養副部長		
6	消防団本部	本部 996	996	携帯局	教養副部長		
7	第1分団第1部	消防 911	911	携帯局			
8	第1分団第2部	消防 912	912	携帯局			
9	第1分団第3部	消防 913	913	携帯局			
10	第2分団第1部	消防 914	914	携帯局			
11	第2分団第2部	消防 915	915	携帯局			
12	第3分団第1部	消防 916	916	携帯局			
13	第3分団第2部	消防 917	917	携帯局			
14	第4分団第1部	消防 918	918	携帯局			
15	第4分団第2部	消防 919	919	携帯局			
16	第5分団第1部	消防 920	920	携帯局			
17	第5分団第2部	消防 921	921	携帯局			
18	第5分団第3部	消防 922	922	携帯局			
19	第6分団第1部	消防 923	923	携帯局			
20	第6分団第2部	消防 924	924	携帯局			
21	第7分団	消防 925	925	携帯局			

資料 5-3 災害時優先電話

(令和4年4月1日現在)

機 関 名	配 置 箇 所	連 絡 責 任 者	指 定 電 話
檜葉町	くらし安全対策課	防災交通係長	██████████8
		防災交通係	██████████9

資料 5-4 タクシー事業者

(令和4年4月1日現在)

事 業 者	所 在 地	営 業 時 間	電 話
(有)檜葉タクシー	大字井出字浄光西 20	7:00~21:00	0240-25-2131
(有)ウインズトラベル ウインズタクシー	大字井出字浄光東 27-7	6:00~8:00 21:00~23:00 (月~金)	0240-25-5610

資料 5-5 フリーWi-Fi サービス提供施設

施 設 名	所 在 地	電 話
檜葉町役場本庁舎	大字北田字鐘突堂 5-6	0240-25-2111
檜葉町コミュニティセンター	大字北田字鐘突堂 5-4	0240-25-2492
檜葉町保健福祉会館	大字北田字鐘突堂 5-5	0240-25-4157
あおぞらこども園	大字北田字中満 296-1	0240-26-0808
檜葉小学校体育館	大字下小埜字麦入 31	0240-25-8810
檜葉中学校体育館	大字北田字鐘突堂 2-1	0240-25-2010
檜葉町総合グラウンド	大字大谷字上ノ原 73-17 他	0240-26-0076
ならはスカイアリーナ	大字大谷字上ノ原 16	0240-23-7966

資料 5-6 災害の被害認定基準

■人的被害

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認できないが死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

※認定基準：災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号）

※重傷者、軽傷者の別が判断できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること。

■住家被害

被害の程度	認定基準
全壊 (全焼・全 流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの。または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で示し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の破損が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

被害の程度	認 定 基 準
一部損壊	全壊および半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。

※全壊～準半壊：「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日内閣府政策統括官（防災担当）通知）による。

※一部損壊：災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）による。

住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

※「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日内閣府政策統括官（防災担当）通知）による。

床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

※一部損壊：災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）による。

■非住家被害

区分	認 定 基 準
非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

※一部損壊：災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）による。

※非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたものだけを記入する。

■田畑被害

区分	認 定 基 準
流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

■その他の被害

区 分	認 定 基 準
学校	小学校、中学校、高等学校、幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
河 川	河川法が適用（昭和 39 年法律第 167 号）され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
がけ崩れ	自然がけおよび宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人および建物に被害を及ぼし、または道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。 ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が 50 m ³ を越えると思われるものは報告するものとする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受けた通常的生活を維持出来なくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので協同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱いました同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

■被害金額

区 分	認 定 基 準
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防 施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁業とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産施設および公共土木施設以外の公共施設をいい例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
農業被害	農林水産施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。